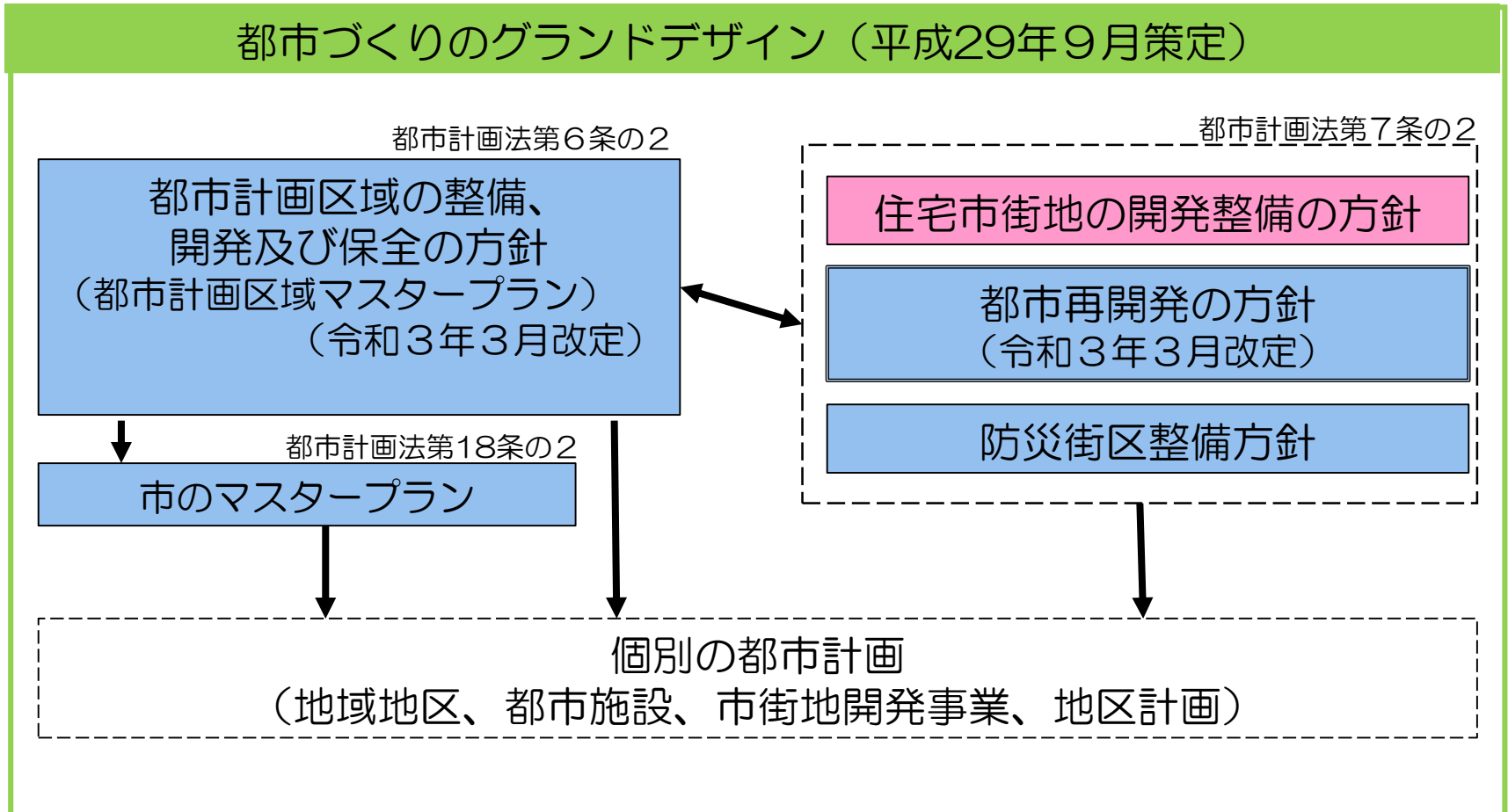


# 調布都市計画住宅市街地の開発整備の方針（原案）について

## 住宅市街地の開発整備の方針とは



# 住宅市街地の開発整備の方針の位置づけ

- 住宅マスタープランの内容（住生活基本法（平成18年法律第61号）に基づき住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域に関する事項を含む。）に適合するよう策定する。
- 「未来の東京」戦略ビジョンや「都市づくりのグランドデザイン」、「都市計画区域マスタープラン」、「都市再開発の方針」及び市の基本構想等と整合を図り策定する。



# 都住宅マスタープランとの関係性

住宅マスタープラン  
重点供給地域の指定



大都市法第4条第2項

住宅市街地の開発整備の方針

- 開発整備の方針
- 整備又は開発の方針
- 重点地区の指定

都道府県計画（住宅マスタープラン）に、住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域を定める。（住生活基本法第17条）

大都市地域に係る都市計画区域で住宅及び住宅市街地の供給を促進するため良好な住宅地市街地の開発整備を図るべきものとして定める。（大都市法第4条第1項）

## 大都市法第4条第2項

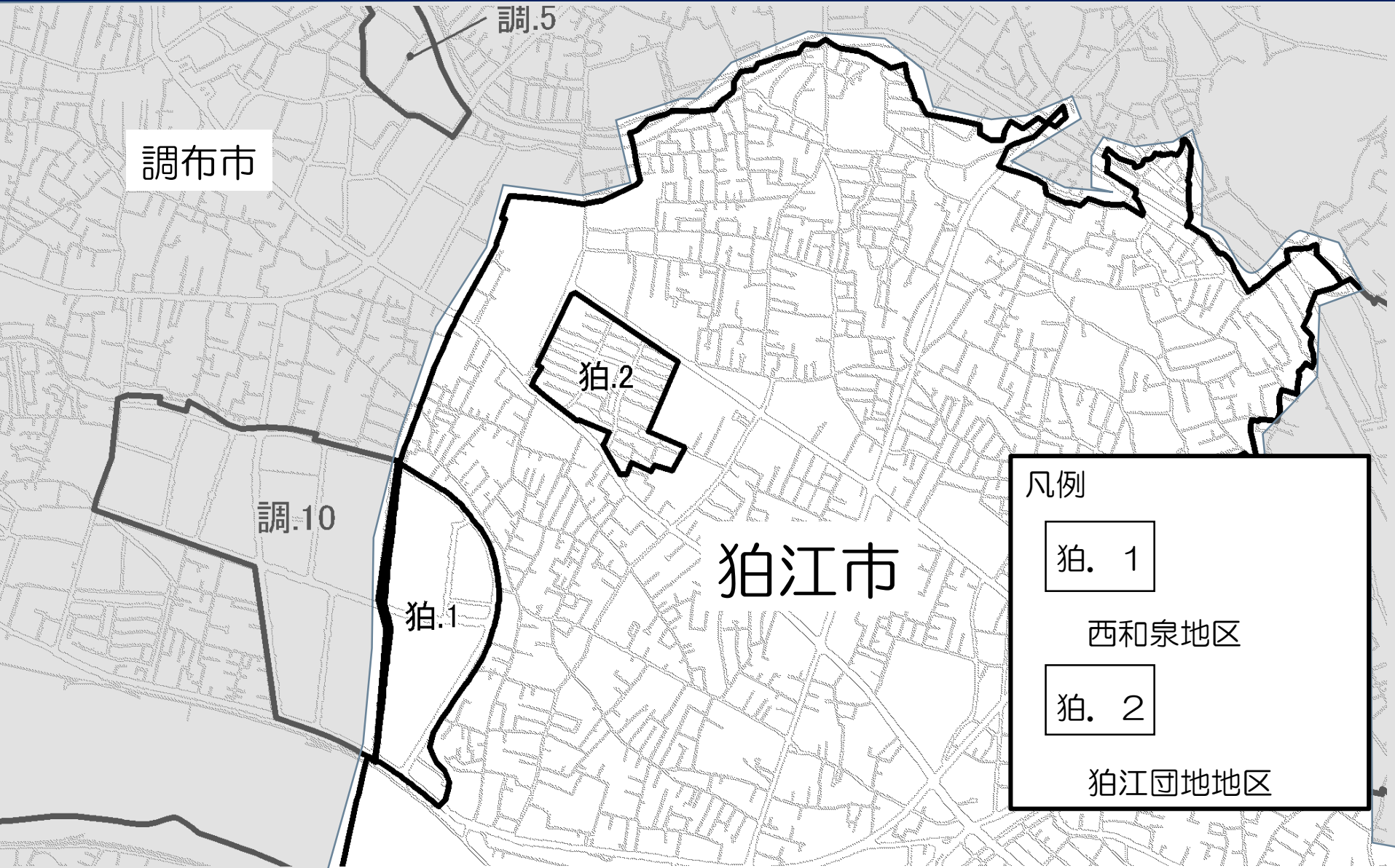
住宅市街地の開発整備の方針は、住生活基本法第十七条第一項に規定する都道府県計画のうち同条第二項第六号に掲げる事項に係る部分に適合するように定めなければならない。



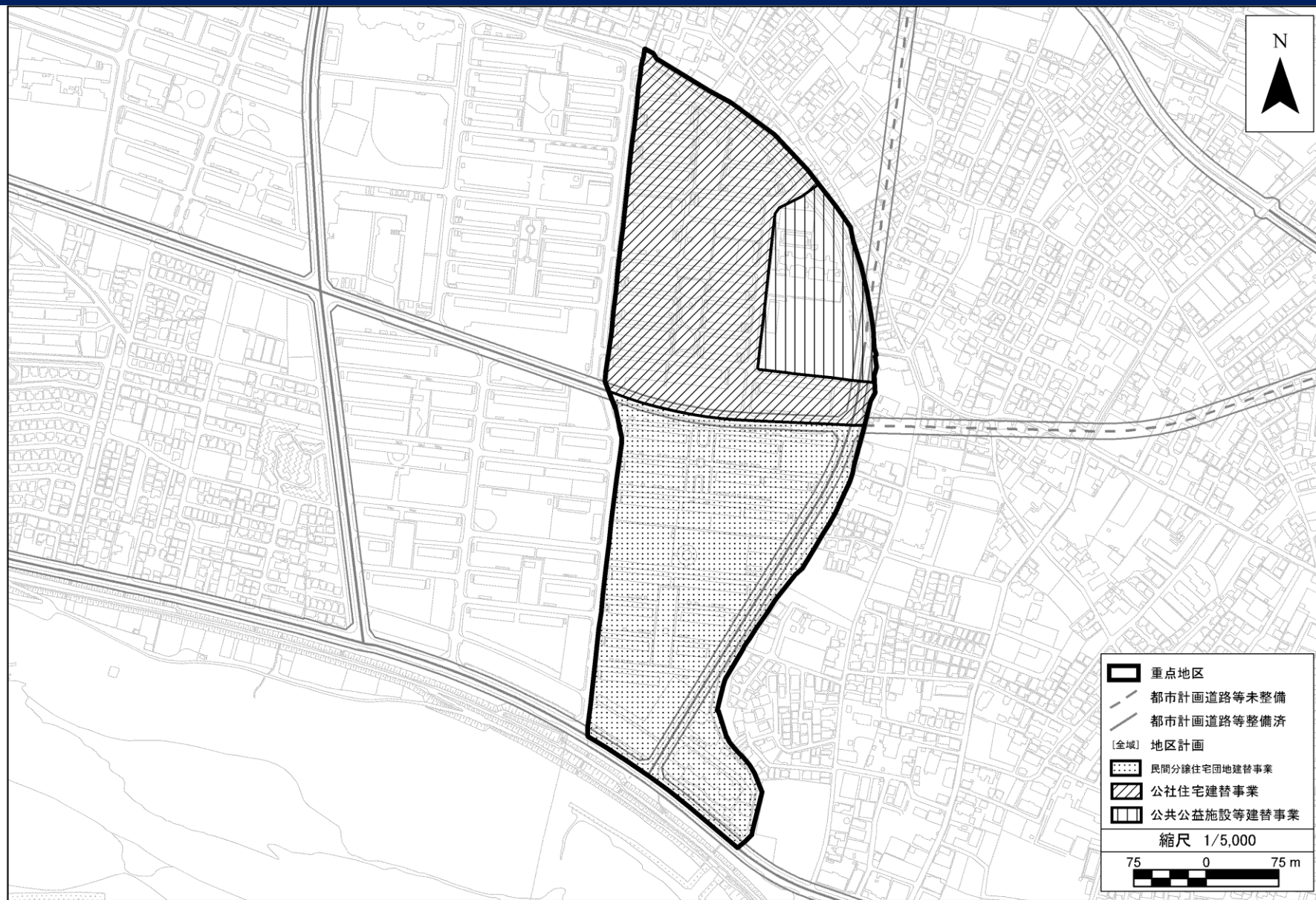
重点地区は、住宅マスタープランにおける重点供給地域において定めることが望ましい。

※大都市法とは、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の略です。

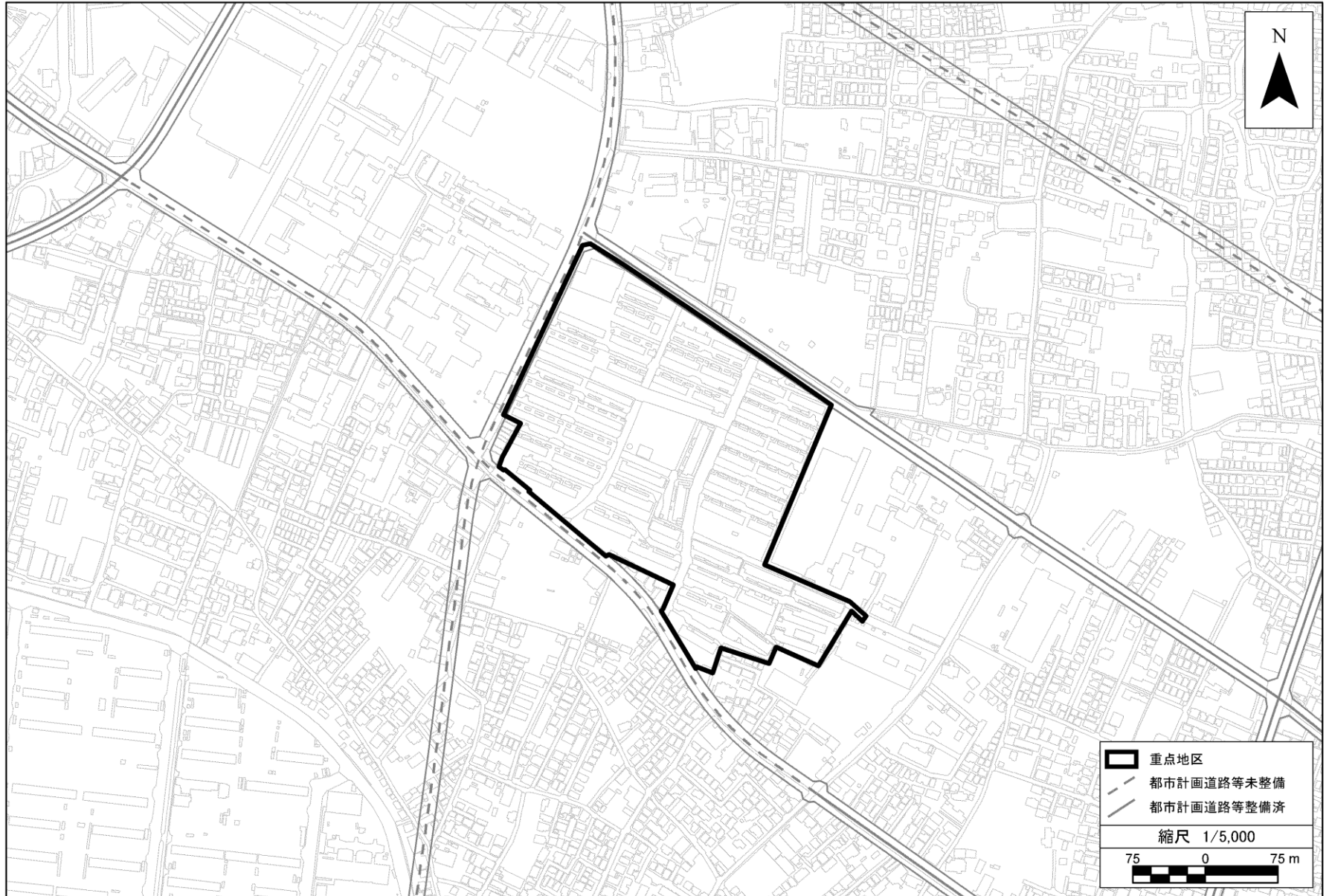
# 総括図



# 重点地区 西和泉地区（狛. 1）



# 重点地区 狛江団地地区（狛. 2）



# 重点地区の整備又は開発の計画の概要

番号・地区名 面積(ha)	狛.1 西和泉地区 約 16ha	※狛.2 狛江団地地区 約 8ha
おおむねの位置	狛江市西部	狛江市北西部
地域区分	<u>新都市生活創造域</u>	<u>新都市生活創造域</u>
a 地区の整備又は開発の目標	既存の住環境を生かし、多世代が住み続けられる魅力ある居住環境の整備及び生活空間を確保し、住環境の向上を図る。	<u>都市型住宅、公園、福祉施設、子育て支援施設、文化施設及び商業施設等の都市機能の集積を図るとともに、防災機能の強化及び住環境の向上を図る。</u>
b 用途、密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	周辺環境との調和に配慮し、土地の有効利用を図る。	<u>周辺環境との調和に配慮し、土地の有効利用を図る。区域一体で良好な市街地環境を形成を目指す。</u>
c 都市施設及び地区施設の整備の方針	都市計画一団地の住宅施設として建設された良好な住環境を保全しつつ、十分なオープンスペースを確保し、安全で快適な歩行者空間の整備を図る。	<u>公園については、地区の南西の都市計画公園と合わせて、市民の運動、健康増進活動等に寄与し、避難場所として適切な規模の公園の整備を図る。地区内の道路については、既存道路を活かしながら、地区内のネットワークに配慮し適切に機能の維持保全を図る。</u>
d ・ 公共及び民間の役割、開発整備促進のための条件の整備等  ・ 実施予定の面的整備事業等の計画の概要及び決定又は変更予定  ・ その他の特記すべき事項	公共と民間との適切な役割分担の下に事業を推進する。  民間分譲住宅団地建替事業 公社住宅建替事業 公共公益施設等建替事業 <u>地区計画(決定済)</u>	<u>都と市との役割分担の下に事業を推進する。</u>  <u>地区計画(策定予定)</u>

# スケジュール

